

令和7年2月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和7年3月6日(木) 開会 午前10時 1分  
閉会 午前11時32分

場所 第7委員会室

出席委員 柿沼貴志委員長  
橋詰昌児副委員長  
渋谷真実子委員、金子裕太委員、岡田静佳委員、宇田川幸夫委員、  
齊藤邦明委員、神尾高善委員、武田和浩委員、戸野部直乃委員、  
岡村ゆり子委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

加村啓二公安委員会委員長、野井祐一警察本部長、上條浩一総務部長、  
羽石千代警務部長、橋本昭文生活安全部長、坂本雅彦地域部長、  
菅谷大岳刑事部長、荻野長武交通部長、大塚健滋警備部長、  
原政樹財務局長、新井誠警務課長、菅原誠総務課長、齋藤健一地域総務課長、  
草野恵正生活安全総務課長、小林直之交通総務課長、西村淳治刑事総務課長、  
芦澤保弘会計課長、山上博基公安第一課長、小野瀬孝交通規制課長、  
高橋和十四組織犯罪対策総務課長、本多一美運転免許課長、岩崎明警備課長

[危機管理防災部関係]

犬飼典久危機管理防災部長、鶴見恒危機管理防災部副部長  
黒澤努危機管理課長、出井正美消防課長、関口大樹災害対策課長、  
石曾根祥子化学保安課長、濱崎勝志危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第45号	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第65号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち警察本部関係及び危機管理防災部関係	原案可決
第69号	令和6年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査(危機管理防災部関係)

「埼玉県消防広域化推進計画改定(案)」のその後について

報告事項(危機管理防災部関係)

埼玉県地域防災計画の見直しの方向性について

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

渋谷委員

- 1 第45号議案であるが、警察法施行令で規定された階級別定員基準に基づき、定数は決められているとしているが、県内でも蕨市、戸田市、川口市のように外国人犯罪が目立つ地域もあり、県の治安を守るためにも、地域や現場を守る捜査の増員が好ましいと考えるが、どのような考えに基づいて決められているのか。
- 2 現在、埼玉県警察は約1割、女性警察官が活躍しているが、今回の175名の増員のうち、女性警察官も増員されるのか。
- 3 第65号議案からであるが、警察施設維持管理費の補正が2億8,336万円となっているが、契約差金のほかにも減額に至った工夫などがあったのか。

警務課長

- 1 このたびの地方警察官の増員については、警察危機管理防災委員会の委員の皆様をはじめとした、県議会の力強い御支援を賜った結果と考えているので、まずもってこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。まず、1点目の階級別の点がどのような考えで決められているのかというところであるが、主に現場で活動する警察官は警部補、捜査部長、捜査であり、このたびの増員において、警部補以下の警察官が最も増員されたところである。委員質疑の地方警察官の階級別定員の基準については、国において、警察の職務実態に即し、警察法施行令、別表第三で定められているものと承知している。国においては、平成3年度から平成8年度までの6か年計画で、警視、警部、警部補の比率を拡大する見直しを行っているが、これは責任体制の明確化と業務遂行の高度専門化を図ったものと承知しているところである。委員指摘のとおり、現場活動の人員は必要であるので、管理職である警視及び警部、現場執行に携わる警部補以下の階級構成のバランスを踏まえながら、現場活動を強化し、組織体制の強化を図っていきたいと考えている。
- 2 本県警察では、国の計画における成果目標や警察業務を取り巻く諸情勢を踏まえて、女性警察官の割合を高めてきたところであり、10年前の平成26年4月1日当時の8.5%から、3.9%増加している。令和7年度の警察官採用予定者数は444人のところ、うち女性警察官は105人、比率は23.6%と過去最大である。これにより、今後女性警察官の割合は高くなるものと考えている。

会計課長

- 3 今年度の補正金額約5億7,900万円のところ、主な要因である契約差金のほか、ペーパーレス化の推進による事務の見直しとして、コピー用紙やプリンター用トナーの消耗品の節減、また複写機の利用節減、そして国による燃料価格緩和対策の影響により、ガソリンの価格が想定を下回ったことなどが今年度の補正金額の要因である。

渋谷委員

今後も警察官の増員の際に、県独自に積極的に女性警察官を増員する考えなどあるのか。

警務課長

今後の更なる増員については現時点分からないが、女性警察官の活躍や女性の視点を生

かした業務運営を推進するため、国の計画における成果目標や警察業務を取り巻く諸情勢を踏まえ、女性警察官の採用人員を高めていくことを検討していきたいと考えている。

### 金子委員

- 1 今回175名の増員ということで本当に大変喜ばしいことだと思う。実際に、この増員についてであるが、サイバー関係も手厚くなるような話というのはちょっとお伺いをさせていただいているが、実際に、人員の振り分けというものがどのようにされるのか。
- 2 先ほど申し上げたとおり、サイバー関係、特殊詐欺とかそういったものへの対応が急務だということも、今回の増員によって、この辺りがどのような効果をもたらしていくのか。
- 3 条例施行が4月1日ということであるが、その時点で175名分確保ができるのかどうか。
- 4 65号議案についての質疑になるが、これが交通安全施設整備費の減額というところである。去年の予算見積り調書を見ると、中身的には、道路標識の更新とか補修とか、道路の対策という信号機の新設だったりというところがあると思うが、これ今回減額されるとすると、どのようなところに影響が、何の事業ができなくなってしまうのか。どういったものがあるのかというのを教えていただきたい。

### 警務課長

- 1 このたびの増員については、サイバー空間における対処能力の強化及び匿名流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るためのものである。この趣旨に沿い、警察本部及び警察署の関係部門に配置する予定である。
- 2 このたびの増員項目は、先ほどお話しした、サイバー関係、匪流関係となっており、正に、お話の犯罪に対処する分野を強化するものである。警察官の定数が増えるので、数値上の効果で示すと、本県警察官一人当たりの人口負担としては、636人から626人に軽減され、また刑法犯認知件数の負担についても、4.31件から4.24件に軽減されるものである。
- 3 175人の増員分については、条例施行の4月1日に一部充足できる見込みである。具体的には、先般、過去の退職者数、採用応諾率等の実績を踏まえ、試算をしたところ、増員175人のうち59人を充足できるものと見込んでいる。

### 交通規制課長

- 4 国庫補助金の減額に伴い減額補正する事業については、信号柱の更新が7本、歩行者用の信号灯器のLED化、こちらが30交差点分となっている。なお、当初予算で、容認された交通安全施設事業のうち、交通の安全と円滑について、県民の影響が比較的小さい事業を選定し減額補正に対処している。

### 金子委員

- 1 警察の方であるが、今、4月1日現在の充足が59人ということで、まだまだ増やせる余地があるのかなとは思いますが、来年度内にこの175人というのができるような見込みになっているのか。
- 2 警察官だけではないと思うが、人材の確保というのがなかなか厳しくなってくる中で、定数はせっかく増やしてもらったが、警察官の確保という部分でどのように今後展開されていくのか。何か効果的なものを考えられているのか。

3 65号議案についてであるが、今お話の中で信号機、なるべく影響のない範囲で事業をやめるといようなお話だったかと思うが、地元にしてみれば、かなりこれをせつかく決まりそうだったものが、こちらから見ると影響は少ないとしても、住んでいらっしゃる方というのは、かなり影響を感じられている方が多いと思うので、国のものが駄目になってしまったとしても、県単費でやるような考えがなかったのかどうか。

#### 警務課長

- 1 先ほどの渋谷委員の質疑の中でお答えしたところであるが、令和7年度の警察官採用試験の採用予定者数については、現在444人で計画を進めていて、この444人を採用できれば、来年度の試験で増員分が充足できるものと考えている。
- 2 大変厳しい採用情勢の中、優秀な人材を採用するためには、まず、一人でも多くの受験者の獲得を推進していくことが必要であるというふうに考えている。そこで、令和7年度の警察官採用試験からは、教養試験の問題数を削減して、新卒者はもとより、民間企業併願者や転職者にとっても受験しやすくするための試験制度の見直しを図ったところである。また、警察官の初任給については、令和7年1月現在で、新卒で採用された場合、地域手当を含むが、大卒程度は287,500円、これは前年に比べて29,500円増額となっているが、このように引上げが行われたところである。こうした試験制度の見直しや、給与の引上げについて周知をして、また警察業務への理解を深めていただくとともに、警察官という職業の魅力を発信していきたいと考えている。

#### 交通規制課長

- 3 補助事業は、国の補助金が50%、残りが県負担分となっている。なお、県負担分については、補助事業を支出するために容認された予算であることから、県負担分を県単独事業として活用することは適切ではないものと承知している。

#### 戸野部委員

今回の増員は、埼玉県が全国1位の増員ということで、全国的にも県内の治安情勢が、増員が必要と見なされるほど、特に増員全国増員の3分の1以上ということで、こうした増員が必要と見なされるほど、厳しいということなのか。

#### 警務課長

増員分の配分数については、警察庁において、各都道府県警察における必要性、採用情勢、定員の充足状況等を踏まえ判断されたものと承知をしている。本県警察官一人当たりの人口負担及び刑法犯認知件数の負担は全国第1位と大変厳しい状況にあるが、この点も考慮されたものと承知している。

#### 戸野部委員

では、もともと人数が少なかったということで、飛び抜けて埼玉県が犯罪が多いとかそういうことではないという認識でよいか。

#### 警務課長

犯罪が多いかどうかということであるが、埼玉県は人口では全国で第5位の人口となっているが、一方で、刑法犯認知件数は全国で第3位となっているので、第1位かどうかという点では評価が難しいところがあるが、いずれにしてもそういった意味では大変厳し

い、犯罪情勢というか、そういう状況であるというふうに考えている。

### 戸野部委員

第3位ということであるが、様々な要因というものがあるかと思うが、主だった要因という、犯罪が多いということの要因というのはどういったところにあるか。

### 生活安全総務課長

令和6年中、大幅に増加した罪種というのが、自転車盗であったりとか、非侵入窃盗その他、金属盗、太陽光発電の電線であるとか、室外機であるとか、あるいは詐欺というところが、この辺のところが増加しているというのが主な要因とされている。

### 武田委員

まず、階級で増えるのは、これ警察法62条で定められた階級の方たちが増員されるということであるが、警察法とは別に公安委員会規則の3号で、巡査部長と巡査の間に巡査の指導役として巡査長という階級が職域があると思うが、こちらの方の増員はどうか。

### 警務課長

まず、巡査長の位置付けであるが、こちらは階級ではなく、巡査の階級にある警察官に与えられる職名である。巡査長の職務については、巡査として勤務するほか、勤務を共にする実務経験の浅い巡査に対し、勤務を通じて実務の指導等を行うこととしている。巡査長が増えるかどうかであるが、増員後の巡査の定数も増加するので、巡査も増えるものと考えられるが、増員により採用した巡査が実務経験を積むことによって、巡査長に任用できるものであることから、巡査長が増えるには一定の年数を要するものと考えている。

---

## 【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

### 渋谷委員

第65号議案について、大規模災害市町村等繰替支弁費負担金についてであるが、約8,300万円と計上されているが、令和6年能登半島地震による被災県への応援費用、避難者の受入費用の増額とあるが、具体的にどのようなものだったのか。

### 災害対策課長

被災県への応援費用については、県内の市町村とか、水道企業団の方が、石川県とか富山県に対して応援をした費用で、具体的には、避難所の運営支援などにかかる時間外勤務手当とか、旅費とか、あとは食料やトイレトレーラー等の派遣の費用、飲料水の供給費用などである。また避難者の受入費用については、避難者に提供した、県営住宅の家賃相当額とか、部屋に設置をしたエアコンなどのリースの費用などである。

### 渋谷委員

避難所運営の支援などに県及び市町村の多くの職員の方が被災地に行かれたと思うが、被災地派遣の経験をした中で、どのように施策に反映させるのか。

### 災害対策課長

今お話があったとおり、被災地への派遣者の経験という非常に貴重なものであるので、県としては施策の方に反映をさせていただいている。例えば、ある避難所においては、女

性の運営職員が少なかったので、女性避難者への対応が不十分だったのではないかみたいな報告があったところである。そこで、ジェンダー視点による避難所開設運営の充実強化のための標準手引き、こちらの方を県で作成しているが、その中で、責任者に男女両方を配置するとか、女性用品の配布方法を工夫するなどの記載を加えたところである。また、被災地では、この応援職員用の罹災証明書発行に関する業務マニュアルというものが用意されてなかったところがあり、業務に慣れるまで少し時間を要したというような報告もあった。このため、後ほどまたあるが、地域防災計画などで、応援職員用の業務マニュアルを市町村が整備して、県はそれを支援していくというような旨を記載したところである。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---

### 【所管事務に関する質問（「埼玉県消防広域化推進計画改定（案）」のその後について）】

岡田委員

1 2月の行政課題報告で、パブリックコメント、市町村へのヒアリングをした上で来月から改定することだったので、今後の進め方について、大きく4点質問させていただく。

1 12月の行政課題報告で、私は埼玉県消防区域部分の拡大について反対の意見を述べたが、その後、パブコメと市町村の意見照会の結果と、4月以降の計画をどうするのかお答えいただきたい。

2 12月の常任委員会以降に、広域化の拡大について、西部消防局と所沢市の危機管理室に確認をしたが、県に言われて消防指令の共同運用は合意したが、広域化の枠組みに合意したつもりは全くないと憤慨していた。逆にどこの構成市町村が提案したのか。いつどこで誰がどの場所で広域化を求めたのか聞いてほしいと言われた。市町村の意見を聞くと答弁されたと思うが、まさかZoomで担当者レベルに話をしたようなレベルではないと思うが、きちんとしかるべき立場の方が話をされていると思うが、質問は、具体的に時系列で、いつどこで誰が広域化について提案し、合意したかをお答えいただきたい。

3 12月定例会でも申し上げたが、西武線と東武線で生活圏が違う地域を一緒にするには違和感がある。医療圏も川越と比企が一緒だが、なぜ消防だけ別に川越市と比企郡を分けるのが理解できない。そもそも比企と西部が一緒になった現在の枠組みはどこの市町村が希望したのか。消防指令共同運用については、私も含め、地元の県議には何の相談や報告もなかった。質問は、そもそも消防指令の共同運用はいつ誰が要望して、現在の枠組みになったのかお聞きしたい。また、川越を中心とした第4ブロックについては、なぜ広域化に逆行した狭域化になっているのかも答えいただきたい。

4 県は、町村の小規模消防の広域化に対する財政的な負担はしないとしており、人口の多い大規模消防の負担が大きくなることが予想される。広域化のメリットを強調するばかりで、デメリットの検証も明確でなく、委員会でも反対意見が出ているにもかかわらず進めることは拙速である。また、私は当委員会に所属しているから本案件について報告を受けているが、自民党の西部地区の県議、日高市、飯能市、狭山市、入間市選出の県議全員に確認したら、報告を全く受けてないということが分かった。県職員から市町村への職員への相談は強制的になってしまうおそれもある。県民代表の県議会議員に相談せずに、通報システムや広域化の枠組みを変えたことも問題であるが、更なる広域化の強行は議会軽視ではないかとも考える。能登の地震もあり広域化に見直すことには反

対しないが、既に広域化を進めているところを狙い撃ちして拡大するよりも先に、全く広域化が進まず、狭域の地区から広域化を進める方が先だと考える。質問は、地元の議員として改めてこの間3か月間、地元の意向も確認した上で、西部広域消防の更なる広域化には反対を表明するが、1年後も西部消防の拡大に向けて進めるのか、一度白紙撤回に戻して、ほかの地域から広域化を進めるのか確認させていただきたい。

## 消防課長

- 1 今回、八潮市の道路陥没事故において、消防のみでは救出できない事案が発生したところである。今後、この事案について、検証が行われることになると考えているが、県内でこのような事案が発生した場合であっても、対応できる消防の規模を検討する必要があると考えている。このため、消防広域化推進計画は、検証結果を踏まえた上で、改定を行っていきたいと考えている。改めて、八潮の事故を踏まえて、市町村や消防本部から意見聴取を行っていきたいと考えている。なお、今回県民コメントであるが、二人から意見を頂いているといった状況である。
- 2 今回の改正案では、第4ブロックの埼玉西部局と、それから第3ブロックの一部である坂戸・鶴ヶ島消防、それから比企広域消防、西入間消防が指令の共同化運用を開始したため、一つのブロックとする変更案を今回お示したところである。県が広域化推進計画で、7ブロックを示しているにもかかわらず、埼玉西部消防局が中心となり、ブロックを越えた指令の共同運用を開始したところである。新しい県の広域化推進計画が7ブロックのままであると、この共同運用を否定し、せつかくまとまった共同運用の枠組みを解消しなくてはならなくなってしまうことから、指令の共同運用の枠組みに今回はさせていただいたという状況がある。広域化を進めていく上では、指令の共同運用と同じ枠組みでなければ、指令が二重に存在したりとか、他のブロックから指令の指示を受けたりといった非現実的な体制になりかねないということもある。今回、先ほども八潮の陥没事故を踏まえて、改めて一から検討することを決めたので、この件も含めて検討していきたいというふうに思っている。
- 3 今回の共同運用であるが、埼玉西部消防局が中心になって進めてきたと伺っている。県から指導などによって開始したものではない。狭域化となるような枠組みについても、先ほどもお話しした埼玉西部消防局が中心となって進めた共同運用による結果ということになっている。
- 4 先ほどもお話ししたとおり、八潮の事故について検証結果を踏まえた上で、広域化推進計画の改定を行っていきたいと思っている。改めて八潮の事故を踏まえて、市町村や消防本部から意見聴取を行っていきたいと考えている。

## 危機管理防災部副部長

2点、補足説明をさせていただく。

- 2 消防指令の共同化はいつからどこで誰がという点である。平成30年度下半期であるが、何を隠そう、私が消防防災課長であった。そのときに、現在の消防広域化推進計画を策定しており、その際、県内で最も消防広域化が進んでいた埼玉西部消防局の職員に、講師となってもらって、消防広域化の進め方について県内消防本部にレクチャーしていただきたいということをお願いのために、所沢市にある埼玉西部消防局の庁舎に伺った。その際、当時の消防局長から今後の話ではあるがという話で、「比企広域それから坂戸・鶴ヶ島消防、それから西入間消防も含めて指令の共同化を進めたい」というお話を頂いた。その後も、この件に関しては、県として特に働き掛けをしたことはなくて、あくま

で西部消防局が中心となり、周囲の消防本部を取り込んで、消防指令の共同化が始まったものと理解している。

- 3 広域のブロック割りを変えた理由であるが、例えば、今回指令の共同化の一員に入った坂戸・鶴ヶ島消防の例で考えると、広域化ブロックの現行計画のまま川越消防と一緒にした場合、坂戸・鶴ヶ島消防の管轄内である南部地域で火災が発生したときは、初動で数多くの消防車を現場に向かわせるために、坂戸・鶴ヶ島にある消防車も、川越にある消防車も現場に向かうという形になると思う。しかし、指令の共同化のために坂戸・鶴ヶ島の管内に入った通報については、飯能日高消防署にある指令共同センターに入って、川越にある指令センターには入らない。ということで、このため川越の消防署には別途情報提供しなければならないという状況にある。逆に、川越市北部で火災が発生した場合、坂戸・鶴ヶ島の消防署には直接指令がいかないで、川越の指令センターから飯能日高共同指令センターを通じて、出動指令が入ることになるということで、1分1秒を争う消防の世界で初動が遅れる原因になってしまうだろうと。これでは、指令の共同化をした意味も広域化する意味も失われてしまうと。このため、指令が自主的にまとまった共同運用の枠組みを壊さないように、県としては指令の共同運用の枠組みに、広域化のブロックを合わせる形で案を提示したところである。今回、八潮市の陥没事故を踏まえて改めて検討することとしたので、ブロック割りの件についても改めて消防や市町村と意見交換をしながら、検討していきたいと思う。

## 岡田委員

- 1 八潮については、これ大問題なので本当によくやっていただきたいと思う。私の質問はこの第4ブロックについては、一から考えるという理解でよいのかというのを確認させていただきたい。
- 2 それから、答弁漏れである。共同運用については所沢市から平成30年に行ったと今答弁いただいたので分かった。今回のこの第3ブロックの広域化については、いつどこで誰が言ったのかということを質問した。12月の委員会で神尾委員が質問した。「これだけ変わったということは、県が変えたのか、それとも市町村の方からこういうことでこうしてくれと2点あったが、県と市がどちらが言ったのか」という質問があった。危機管理防災部長が、「これは当然、構成市町村が決めたものである、構成市町村が皆さんがこの域でやりたいという話で決めたものである」というふうに答弁されている。私は、所沢市議会を通じ、本来今日私もこの質問は、市町村の意見照会の結果を出していただきたいかったが半分しか来てないし、出せないということだったので、所沢市しか持っていないが、所沢市は、「26ページの広域化対象市町村の組合せに対して、本市としては、埼玉県消防局の構成市として地理的な条件からも、更なる広域化について具体的なメリットが感じられないことから、更なる広域化については、計画における組合せの変更も含め丁寧に進めていただきたい。将来的に全国1区を目指すのであれば、現計画案よりも広い枠組みで検討していただきたい。現状、常備消防が連携している4ブロック体制を考慮、国の基本指針である一定人口規模以上を理由にすることに加え、管轄する区域の面積なども踏まえた組合せが必要である」このような否定的な意見を出しているわけである。部長の答弁では市町村から言ってきたということで、だから誰がどこで言ったのかというのを聞いているので、こちらについてもお答えいただきたいと思う。
- 3 それから、共同運用と広域化の関係であるが、昨年度、この委員会で茨城の広域通報システムの視察に行っている。そのときに、広域化が進まないから共同指令が全国的に

進んでいるのだと。別物なわけである。そういう理解で所沢市も言っているし、全国的にも茨城と一緒にいったから存じていると思うが、広域化しなくてもできないから茨城が共同運用を始めているわけで、別に一緒にしなくてもいいのではないかと、これについて答えていただきたい。

- 4 川越が、北部が繋がらないとか今いろいろお話しいただいたが、本来、川越もうこの共同運用システムに入れるべきであって、そもそも医療圏が川越と比企は一緒なわけである。だから、救急車は本来川越と比企が行き来しなければいけないところに、我々西部の救急車の違うのが入るのがそもそもおかしい。というよりも、ただ広域化をするのであれば、4ブロックでやるべきだと思うがそれについてお答えいただきたい。

### 危機管理防災部長

正に委員がおっしゃるとおりだと思う。八潮の陥没事故が起こって、実際に消防単独ではできなかった。県でどうやってスロープを造ったりとか、環境整備をしながら、救助ができるかどうかというのを今回検討した。それを踏まえると、本当に7ブロックでいいのかという問題はあると思う。ただ、おっしゃるとおりで、4ブロックという話もあるし、全県1区という話もあるし、それを全体としてやっぱり考えていかなければいけないところだと思う。まずは、今そういう状況であるが、実際に八潮の検証をちゃんとしっかり踏まえた上で、やっていかなければいけないということがあると思う。そういう意味で、先ほど副部長も課長も話したが、一から検討していきたいということをお話ししたということである。あと、誰が言ったのかという話であるが、我々は広域化をする前提として共同運用があると思っている。進まないから取りあえず共同運用をやるとおっしゃっているが、共同運用をした結果として進んだときにどうするかということまで考えなければいけないと思う。多分、岡田委員の話は、共同化を取りあえず進めて、それでずっとその状態で進んでいくという話なのだろう。我々はその先を考えなければいけない。その先を考えたときに、共同化の枠組みと広域化の枠組みを別にしていいのか。先ほど副部長が説明したとおり、非常に不都合が生じると思う。ただ、それについても、実際に構成市町村、あくまでも広域化というのは自主的なものと法律でもこれ定まっている。県が強制するものでも何でもない。それで西部が中心となって、比企とか西入間を取り込んで共同運用を行ったということがあるので、それを無視して、我々がその共同運用を破壊するような形で分断するということは、我々としては提示はできない。ただ、それをどうするか、今後どうするかって判断するのは、構成市町村の話だと思う。実際には、消防本部であり、構成市町村が判断することである。ただ、それはしっかりと意見を聞いていきたい。年度当初としては、特にそういう話はなかったが、ここにきていろいろ揺れているという話も聞いているので、その辺はしっかりとやっぱり聞いていかなければいけないのかなと思っている。そういった面でいろいろな諸々の面があるので、やはり一から考え、消防の広域化を考えなければいけない。消防の広域化というのは、くっ付いた、くっ付かないという問題はもうちょっとさ末な話で、埼玉県消防力というか、消防体制をいかに強化するかと、そこがやっぱり主眼があるので、そこに向けてしっかりと検討していきたいなと思っている。

### 岡田委員

- 1 さ末とおっしゃるが財政的な話があるわけである。県は財政の話はしないが市町村の枠組み決めてくれという話だから、これ困っているわけである。質問は、何度も言うが、誰が言い出したのかってこと。私がさっき読んだ意見だと、所沢市は嫌がっているが、12月の部長の答弁では、構成市町村から要望があったと言っているわけである。ここ

は本当にどっちなのか、確認させていただきたい。

- 2 目指すのが4ブロック、これはいいと思う。正にそういうわけであるが、その前にできるところから、川越市とかが合意しないから、所沢市からくっ付けようみたいに読めてしまうわけである。だから、一からというのはどこをもって、一から本当にゼロベースで、本当に4ブロックを目指すのか、前回お示しいただいた4ブロックの枠組みがあっての1なのか2なのか分からないが、そこからスタートなのかというのを確認させていただきたい。
- 3 もう一度繰り返すが、共同運用と広域化というのはあくまでも別というふうに、当委員会の視察で私、勉強させていただいたときも聞いたが、茨城もそういう状況である。広域化は二つに分かれ進んでいるが、広域化が進んでいないということなので、その辺広域化と共同運用が一緒になるという前提で進めたのか。私が聞いたのは、共同運用と広域は別と市町村は県から説明を受けたと、もう何年も前の話であるから、エビデンスは残ってないかもしれないが、ここは私は別だと思うので確認させていただく。
- 4 比企と医療圏に合わせる方がまず重要だと思うから、先にそちらから進めていただきたいと思うが、答弁お願いします。

### 危機管理防災部長

- 1 先ほど申し上げたとおり、誰かという話は、そもそも論として、うちは、ブロックは、7ブロックを当初から示していると、その7ブロックを越えて指令の共同運用を行って、なおかつそれがどういう効果があるかというのは当然、埼玉西部消防本部も分かっている話であるので、誰かという話になると、当然そこも考えていたのではないかなというふうに思っている。
- 2 先ほど、岡田委員が4ブロックという話をおっしゃったが、それは例示であって、別に4ブロックに決めているわけでない。なので、先ほど来申し上げているとおりで、一から全体を見直していくと。それが、1なのか4なのか7なのかというのは、これよく八潮の件を確認しながら、どういう体制が最も埼玉県にとって良いのかというのは、今後検討していきたいと考えている。
- 3 国から提示されているものは、指令の共同運用をきっかけに広域化進んだ事例があるという報告も受けている。なので、全く別というのは何の根拠を申し上げて話をされているのかよく分からないが、我々は一つのきっかけであるということは思っている。
- 4 医療圏についても、先ほど2番目で答えた4ブロックの考え方と同じだと思うが、実際に、医療圏うんぬんの話も含めて、全体としてどの規模が良いのかどうかというのをよく考えて、広域化の計画については検討していきたいと思っている。

### 岡田委員

4ブロックについては、所沢市の先ほどの意見の中に入っていた言葉で、私の言葉ではない。そもそも本計画の改定は、平成20年に一度改定されてから、毎年延長してきていて別に、総務省から今年改正しなさい、来年改正しなさいって言われているものではないと思う。パブコメや市町村から反対意見が出ているのに、来年度改定をするのは、八潮の部分はいいが、この西部に関しては、私はできないと思っている。少なくとも17市町村の首長とそれから私たち地元の県議会議員、何ら説明も受けてないが、これらの合意を得てから改定すべきだと思うが、全ての市町村の合意がとれてから改正するという理解でよい。

### **危機管理防災部長**

誤解があるのでもう一度お話するが、八潮は八潮のことだけで関係しているわけではない。下水道の老朽化の問題は全県的な問題である。なので、仮に、所沢で発生したときに、今の西部消防で対応できるかどうかというのをしっかりと検証しなければいけないと思う。それは全県的な問題である。なので、八潮は八潮で勝手にやっていて、西部は西部でこれは何もないよということではない。全県での体制として、しっかりと検討していきたいと思っている。

### **岡田委員**

17市町村の首長と地元県議会議員の合意がとれてから改定するのかということについてお答えいただきたい。

### **危機管理防災部長**

委員がおっしゃるとおりで、皆さんの意見、消防本部とか市町村の意見はしっかり聞いておかなければいけないと思っている。それは十分やっていきたいと思う。

### **岡田委員**

そもそもこれはトップダウンなのかボトムアップなのか。市町村がやりたいと言ってきたからやるものなのか、県からこうやってこの組合せでやってくれというものなのか。恐らく今の状況だと市町村から上がってくることは、私はないのではないかなと、この意見を見た限り思うわけであるが。

### **危機管理防災部長**

もう一度確認させていただくと、消防組織法33条でこれ消防の広域化の都道府県の関わりが書いてあるが、ここには、自主的な市町村の広域化の推進について助力することと書いてあるので、そのものずばりということである。